

新型コロナウイルス感染症に関する 平川市からのお知らせ

1 接種を受けられる場所について

4回目接種の開始に伴い、個別医療機関での接種体制が変更になりました。

接種の種類 医療機関名	ファイザー		モデルナ	備考	
	1・2回目接種		3回目 接種		
	5～11歳	12歳以上 (土曜のみ)			3回目/ 4回目接種
須藤医院	●		●※	●	※12歳以上
ふくしまクリニック				●	
櫛引医院		●		●	
平川診療所				●	
いとう外科内科クリニック				●	
おのえ診療所			●※		※18歳以上
花田医院	●			●	
碓ヶ関診療所				●	
葛川診療所				●	

○6月に予約済みの接種につきましては、医療機関やワクチンに変更はありません。
○接種状況によっては、臨時集団接種を実施する場合があります。

2 集団接種の実施について

以下の方を対象に、3回目接種の集団接種を実施いたします。

対象者：2回目接種から5か月経過した12歳以上で3回目接種券をお持ちの方

日時：令和4年6月21日（火）18:30～20:00

場所：ひらかわドリームアリーナ

ワクチン：ファイザー社製ワクチン

【接種の電話予約はこちらから】
平川市ワクチン接種予約センター

TEL 0120-447-665
(平日 9:00～17:00)

【接種のインターネット予約はこちらから】

<https://www.covid19-vaccine.mrso.jp/022101/VisitNumbers/visitnoAuth/>



3 接種券の発送スケジュール

(1) 4回目接種について

3回目接種を終えた60歳以上の方及び基礎疾患等の申し出があった18～59歳の方に、下記の予定で接種券を発送します。

3回目接種完了月	接種券発送予定日
令和4年1月以前	令和4年6月 2日（木）発送済
令和4年2月	令和4年6月20日（月）
以降毎月下旬発送	

◆注意点◆

- ① 3回目接種を市内の医療機関または集団接種会場で接種した60歳以上の方は、接種場所と日時を市が指定し、接種券とあわせてお知らせします。
※指定された日時などを変更したい方や接種を希望しない方は、予約センターへの連絡が必要となります。

【平川市ワクチン接種予約センター】TEL 0120-447-665

- ② 60歳に到達する方は、誕生月の上旬に接種券を発送します。
③ 3回目接種をした後に、他の市町村から平川市に転入された方などは、接種券の発行申請が必要となります。

(2) 3回目接種について

2回目接種を終えた12歳以上の方に、下記の予定で接種券を発送します。

2回目接種完了月	接種券発送予定日
令和4年1月	令和4年6月 8日（水）発送済
令和4年2月	令和4年6月20日（月）
以降毎月下旬発送	

◆注意点◆

- ① 2回目接種との接種間隔が5か月で接種可能になりました。
② 12歳に到達する方は、誕生月の上旬に接種券を発送します。
③ 2回目接種をした後に、他の市町村から平川市に転入された方などは、接種券の発行申請が必要となります。

【問合せ先】新型コロナウイルスワクチン接種対策室（内線1166）

4 子育て世帯支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、実情を踏まえた生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯へ給付金を支給します。

	ひとり親世帯	ひとり親世帯以外
対象者	<p>①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方</p> <p>②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p>	<p>①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方</p> <p>② ①以外の対象児童【令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）】の養育者で、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同じ水準となっている方 <p>※令和4年4月から令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象です。 ※「ひとり親世帯分」の給付金を受給した方については対象外です。</p>
支給額	児童一人当たり一律5万円	
手続き	①の方は 申請不要 です。	
	<p>②、③の方は令和5年2月28日までに申請が必要です。</p> <p>※これまでに児童扶養手当の申請をしたことがあり、資格を喪失していない方へ令和4年6月7日に申請書を送付しております。</p>	<p>②の方は令和5年2月28日までに申請が必要です。</p> <p>※申請書は令和4年6月21日から順次発送します。</p>
支給日	①の方…令和4年6月17日	①の方…令和4年7月7日
	②、③の方…申請手続き完了次第、振り込みします。	

【問合せ先】子育て健康課子ども支援係（内線1151）

5 マスク着用の取扱いについて

マスク着用の取扱いについて国、県より以下のとおり示されました。

これから気温・湿度が高くなる季節になり、マスクの着用により熱中症のリスクも高まりますので、熱中症に気を付けながら、基本的な感染防止対策をお願いします。

(1) マスク着用の考え方

人との距離（2m以上を目安）		
屋内	確保できる	確保できない
会話する	着用	着用
会話しない	必要ない	着用
屋外	確保できる	確保できない
会話する	必要ない	着用
会話しない	必要ない	必要ない

※特に夏場、屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話をしない場合は熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨します。

(2) 小学校就学前の児童のマスク着用について

○2歳未満（乳幼児）は引き続きマスクの着用は奨めません。

○2歳以上については保育所等で個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律には求めません。

平川市 コロナ対策

🔍 検索

【問合せ先】新型コロナウイルス感染症対策室
代表：0172-44-1111（内線1352）